

内外交差点

豪州から3つの朗報？

ライドシェアリーダー②

「交通の安全と労働を考える市民会議」 第2/12回

3～4月は、オーストラリアからライドシェアに関する大きなニュースが3つ続きました。

1つ目は、ビクトリア州最高裁判所で3月18日に成立した和解です。ハイタク運転者8000人が、ウーバーを相手取り、「合法化される前の違法営業で収入が激減した」と損害賠償を請求した5年越しの集団訴訟に決着が着いたのでした。原告団の弁護を担当したモリス・ブラックバーン法律事務所は過去に、豪労働界と二人三脚を組んで週40時間労働を制定するなど、多くの実績を誇り、今回の訴訟では豪史上5番目に高い額となる2億7180万豪ドル(約266億円)の和解金を勝ち取りました。ウーバーは、「和解によって、この問題は過去のものとなる」と述べています。

2つ目のニュースも、ビクトリア州最高裁で4月初旬に始まったウーバーがらみの裁判についてです。原告は豪タクシー配車アプリ運営会社のTaxi Apps。10年前にウーバーが不正な手段を使って同社との競争で優位に立ったと、こちらウーバーに損害賠償を求めています。

この裁判で注目すべき点は、ウーバーが陳述書で、オーストラリア進出にあたり法律に違反する形でライドシェアを広めたと初めて認めたことです。10週間におよぶ審理で原告側の弁護団がどのような事実を引き出せるのか、注目に値します。

さらに驚くべきは、「不正な手段」の実態です。なんとウーバーは、Taxi Appsの配車アプリであるGoCatchの情報を盗むソフトウェア「サーフキャム」を2015年に開発。配車状況や運転者・車両情報をリアルタイムで把握したり、得た情報から同社に登録する運転者にウーバーへ移籍するよう勧誘していたのです。ウーバーは、シンガポールでもクラブに対してサーフキャムを使っていましたが、現在は使用禁止扱いです。

ウーバーはかつて、「法律は後からついてくれば良い」というスタンスでその事業を強引に世界で広めましたが、そのツケは何年経っても清算し切れていないようです。英ロンドンでも、タクシー運転者が過去の

不当な営業に対する損害賠償をウーバーに求める集団訴訟を起こしています。

3点目は、インドのオラが、オーストラリア、ニュージーランド、英国から一斉に撤退したというニュースです。これで全ての海外事業をやめたことになりませんが、明確な理由を告げない突然の発表であったため、豪運輸労組は「無責任な態度」と非難し、運転者に未払い報酬がないことを会社に求めました。オラはインドのライドシェア市場をウーバーと二分していますが、最近では2年前に始めた電動二輪車のメーカーとして株式の上場をめざすことを優先しています。エストニア生まれのボルトも一時期オーストラリアに進出していましたが、2020年に撤退。中国のDiDiは事業を続けていますが、利用者は全体の1割程度で、9割を占めるウーバーの足元にも及びません。それゆえ、8000人の運転者に一人当たり330万円となる賠償金を払ってでも「過去と決別」することをウーバーは選んだのかもしれない。4月の主な出来事は次のとおりです。

【4月1日】サンフランシスコで、ライドシェア運転者がウーバーとリフトの本社前で報酬の引上げなどを求めて抗議行動
【5日】豪配車アプリ会社Taxi Appsがウーバーに損害賠償を求める裁判、最高裁で始まる**【7日】**ウーバーがロンドンでブラックキャブを配車アプリに追加。タクシー運転者協会は「事前の相談なし。誰もやらない。乗客の安全や労働者の権利で実績に乏しい会社」と酷評**【9日】**印・オラが、全ての海外事業(英豪NZ)から撤退**【11日】**米・ミネアポリス市議会、ライドシェア運転者の最低報酬を定めた条例の施行を5月1日から7月1日に延期**【同日】**米ネバダ州で弁護士の成果報酬の上限を20%にしようと試みるウーバーに、ウーバー被害者の会が差し止めを請求。「これではレイプ事件などの裁判を引き受ける弁護士が限定されてしまう」**【12日】**豪パース空港で、ウーバー運転者が午後7～午後9時にアプリを一斉に切り、運賃の半分が手数料として取られていると抗議
【15日】女性客を誘拐しようとしたと、カイロのウーバー運転者に懲役15年の実刑判決。過去にもセクハラ歴があり、ウーバーからアカウントを停止されていたが、偽アカウントを使っていた。乗客は走行中の車から飛び降り、後日死亡**【19日】**ウーバー・ドアダッシュのロビー攻勢を受け、米・シアトルでギグ労働者に最低賃金を保障した条例の改悪を市議会議長が提案。

